

犯罪被害者等支援にかかる条例の制定 に向けた取組みについて

■詳細情報

近年、県内外での凶悪事件の頻発などから、犯罪被害者等に対する支援の重要性がますます高まっています。

犯罪等の被害には、誰もが突然遭う可能性があり、その被害者等は、心身への直接的な被害だけでなく、長期間にわたる精神的、経済的苦痛など、様々な問題に苦しめられます。

また、SNS 等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など犯罪被害者等が一層困難な状況に直面していることを踏まえ、犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、本市においても、犯罪被害者等が置かれた状況に応じた支援を講じるため、犯罪被害者等支援にかかる条例の制定に向けて取組みを進めます。

条例制定に向けたスケジュール

令和5年 9月15日	政策会議
9月19日	小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会
10月3日	議員全員協議会
10月	条例の制定に向けた取組みについて、プレスリリース 犯罪被害者等支援の必要性について、市民等への周知及び職員に 向けた研修と関係課の連携会議
11月 1日 ～ 30日	パブリックコメント実施 市ホームページ・市役所人権政策課窓口・人権センター
12月15日	政策会議(パブリックコメント結果報告・条例(案))
令和6年 1月16日	例規審査委員会
3月	3月議会定例会へ条例(案)提出
4月 1日	条例施行

■問い合わせ先

小諸市役所 人権政策課 担当: 柳沢・中野

TEL 0267-22-1700(内線 2310・2311) Eメール seisaku@city.komoro.nagano.jp

その他のイベント・お知らせ情報